

# 規制の事後評価書

法令の名称：生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律  
(平成 30 年法律第 44 号)

規制の名称：住居の用に供するための施設を設置する第二種社会福祉事業に係る規制強化

規制導入時の区分：新設 拡充 緩和 廃止

担当部局：厚生労働省社会・援護局保護課

評価実施時期：令和 6 年 12 月

## 1 事後評価結果の概要

### <規制の内容>

- ・国、都道府県、市町村及び社会福祉法人以外の者が、社会福祉法（社福法）第 68 条の 2 第 1 項に規定する社会福祉住居施設を設置して、第二種社会福祉事業を営もうとする場合にあっては、平成 30 年の法改正により、利用者保護の観点から、
  - ・社会福祉住居施設の設備の規模及び構造並びに福祉サービスの提供方法、利用者等からの苦情対応や当該施設の運営について条例で基準を定めなければならない（社福法第 68 条の 5）
  - ・基準に適合しないと認められるに至ったときは、その事業を営む者に対し、当該基準に適合するために必要な措置を採るべき旨を命ずることができる（社福法第 71 条）
  - ・不当に営利を図り、若しくは福祉サービスの提供を受ける者の処遇につき不当の行為を行っている事業者に対し、都道府県知事が事業の営むを制限し、又は停止を命令することができる（社福法第 72 条第 3 項）等の規定が整備されたところ。

### <今後の対応>

そのまま継続 拡充して継続 緩和して継続 廃止

### <課題の解消・予防の概況>

おおむね想定どおり

想定を下回るが、対応の変更は不要

想定を下回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

### <遵守費用の概況（新設・拡充のみ）>

おおむね想定どおり

想定を上回るが、対応の変更は不要

想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

### <行政費用の概況>

おおむね想定どおり

想定を上回るが、対応の変更は不要

想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

### <規制緩和・廃止により顕在化する負担の概況（緩和・廃止のみ）>

おおむね想定どおり

想定を上回るが、対応の変更は不要

想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

## 2 事前評価時の予測との比較

### <効果（課題の解消・予防）>

		算出方法と数値
①住居の用に供するための施設を設置する第二種社会福祉事業の適正な事業運営による効果	事前評価時	-
	事後評価時	【参考指標】 ○ 該当条例数：129 の都道府県等で制定

注) 事前評価時には金銭価値化することは困難としており、効果の具体的な推計を行っていない。

### <負担>

#### ■ 遵守費用（新設・拡充のみ）

		算出方法と数値
①住居の用に供するための施設を設置する第二種社会福祉事業の基準に則した人員や、建物、設備等の届出事項を遵守するために必要となる費用	事前評価時	-
	事後評価時	-

注1) 事前評価時には指標の設定は困難としており、遵守費用の具体的な推計を行っていない。

注2) 本件については、個別の事案に応じて費用の要否が変わるため算出できない。

#### ■ 行政費用

		算出方法と数値
①住居の用に供するための施設を設置する第二種社会福祉事業としての届出事項の確認や調査、監	事前評価時	-
	事後評価時	-

査、改善命令等を行う際の 行政費用		
----------------------	--	--

注1) 事前評価時には指標の設定は困難としており、行政費用の具体的な推計を行っていない。

注2) 本件については、個別の事案に応じて費用の要否が変わるため算出できない。

■規制緩和・廃止により顕在化する負担（緩和・廃止のみ）

		算出方法と数値
①	事前評価時	
	事後評価時	

■その他の負担

.

**3 考察**

- 本件については、これらの規定が設けられたことを背景として、住居の用に供するための施設を設置する第二種社会福祉事業の適切な運営が担保されることが重要であり、適正に行われるために今後も引き続き実施していくこととしたい。